

令和 5年度

社会福祉法人 清風会

児童心理治療施設 ひこばえ学園

事業経過報告書

【令和5年度重点目標実績報告】

1 入所児童の確保

1) 入退所児童及び通所児童の状況

①入退所児童数

	初日在籍児童数			措置人員			退所児童数			月末現在児童数		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
令和5年4月	14	4	18	1		1				15	4	19
令和5年5月	15	4	19							15	4	19
令和5年6月	15	4	19	1	1	2				16	5	21
令和5年7月	16	5	21	1		1				17	5	22
令和5年8月	17	5	22					1	1	17	4	21
令和5年9月	17	4	21	1		1				18	4	22
令和5年10月	18	4	22				3		3	15	4	19
令和5年11月	15	4	19							15	4	19
令和5年12月	15	4	19					1	1	15	3	18
令和6年1月	15	3	18				1		1	14	3	17
令和6年2月	14	3	17							14	3	17
令和6年3月	14	3	17				5	1	6	9	2	11
計				4	1	5	9	3	12			

② 入退所児童の内訳

入所児童内訳		退所児童内訳	
児童	入所月	児童	退所月
男児1	4月	女児1	8月
女児1	6月	男児1	10月
男児2	6月	男児2	10月
男児3	7月	男児3	10月
男児4	9月	女児2	12月
		男児4	1月
		男児5	3月
		男児6	3月
		男児7	3月
		男児8	3月
		男児9	3月
		女児3	3月

③通所児童の内訳

通所児童の内訳	
児童	開始月
女児1	8月

2) 入退所児童の状況から

① 令和5年度当初は男14名、女子4名の計18名であった。男子に対し女子の入所児童数が極端に少ない状況であった。このため小5以下の男子児童を2階の女子児童の生活棟で支援することとした。性的行動や粗暴な行為等に留意し、令和5年6月から段階的に行い、6月下旬からは完全に2階女子生活棟での生活を送った。2階生活棟の廊下に施錠可能な引き戸を設置し、21時以降は相互に通行できないよう配慮した。女性職員を中心に支援にあてたが遅出業務として男性職員を配置し、女性職員も1階男子生活棟の支援を行った。男子児童の言動に女性職員が十分に対応できないこともあったが男性職員が補完した。しかし、8月に集団問題行動が発生し女性職員の相次ぐ退職や体調不良となり休養を余儀なくされた職員もあり、12月下旬からは2階生活棟を一時閉鎖と判断し、男子児童はすべて1階での生活に戻した。女子児童は自宅への措置解除や児相での一時保護となった。

② 8月に1階と2階の生活ルールの違いから児童7名（男子6名、女子1名）の集団的な無断外出や暴力行為、破壊行動へと発展した。集団問題行動に対して児童相談所や警察署と連絡をとりながら対応を行ったが、集団問題行動を起こした児童（以下、「加害児童」とする。）への対応（一時保護や措置変更等）をめぐる協議を重ねた。2名の児童については施設外での処遇となったが残る加害児童については施設での隔離した生活空間で対応するという異常な事態が年度末まで続いていった。加害児童の謝罪や振り返りを行っていたが進展しなかった。棟生活を送る児童についても精神的な影響を受けたり、加害児童への拒否感を訴える児童もおり支援にも影響が大きかった。

③ 8月の集団問題行動発生までに一時保護委託していた児童が9月に措置入所となり、それ以降は入所児童の受け入れはできなかった。

退所児童については、夏休みを機に家庭復帰と調整していた女子児童が家庭への帰省を行っていたが、関係機関との調整を重ね措置解除となった。男子加害児童も年度末までに5名が措置解除や措置変更となった。12月下旬から2階生活棟の一時閉鎖となり、再開までに長期間を要すること、一時保護女子児童は他の施設でも適応可能との判断から1名が児童養護施設に措置変更となった。また、女子加害児童は精神症状があり医療機関での入院対応となった。1階生活棟で生活していた中3児童3名が3月までに自宅への措置解除や児童養護施設への措置変更となっている。

④ 令和5年度は入所児童5名に対し退所児童12名となり、措置児童は11名となった。このうち2名は女子児童であり、児相での一時保護や医療機関入院での対応であった。

3) 問題行動として粗暴行為や暴力のある児童がいたが、その都度警察や児相へ協力を求めながら対応を行った。職員の腰椎骨折や8月の集団問題行動で警察に被害届を出そうとしても受理困難であったが、結局ぐ犯での家裁送致となった。犯罪（暴力）行為に対して厳格な対応が困難であった。直接被害を受けるのは職員の場合が多く、入所児童についても暴力に伴う叫び声や破壊する物音等、安心感のある生活

の実現は得られ難かった。粗暴行為や暴力のある児童への適切な措置の見直しが求められる。

- 4) 新型コロナウイルス感染症が5類となり入所時の健康観察期間を見直した。生活上のルールやオリエンテーション期間として3日間を設定し生活棟に移行することとした。

2 感染症対策

- 1) 新型コロナウイルス感染症が5類に移行したが、基本的な感染予防を職員と児童に継続的に実施した。職員や家族が新型コロナウイルス感染症に罹患したケースがあったが、出勤停止や接触者のPCR検査の実施。マスク装着や手洗いの徹底等により児童や職員間での感染拡大はなかった。

インフルエンザについても罹患した職員はいたが、早期の医療機関受診により感染拡大はなかった。また、同意を得られた職員、児童には計画的にワクチン接種を行った。

- 2) 施設外部との接触が必要な職員・児童に関しては、感染についてのアンケートを実施し保護者や児相職員との面会を確保した。対面での場面が必要な場合は、場所や時間の検討を行い、感染対策用品の準備や実施後の消毒に努めた。
- 3) 施設での診察場面では対面診療を基本とし、体調不良時や外傷受傷等の場合は、地域の医療機関に受診した。
- 4) 職員については法人の方針に従い、出勤時の検温や手指消毒の励行、マスク着用等を促し、家族等の健康状態や接触した人の発熱状況等についても留意し異変があれば逐次連絡を入れることとした。

3 職員の専門性、資質向上

- 1) 児童心理治療施設は心理治療や生活支援、児童や職員等との関係性等治療的な関わりが要求され職員の資質の向上が求められる。施設が機能を発揮するためには各プログラムや個別的な関わりと、子ども集団への治療的介入の向上が必要であるが、オンライン併用での研修が多くなってきた。

- 2) コロナウイルス感染症の感染拡大により外部研修の機会が減少していたが参集型の研修が多くなってきた。8月の集団問題行動発生以降研修に参加することが困難であったが、1月以降は宮崎県児童福祉施設協議会や子どもの虹情報研修センター、全国児童心理治療施設協議会等が開催する研修会に参加し資質の向上に努めた。

内部研修でもケース会議やカンファレンスが十分に設定できなかったが、1月以降でポジティブ行動支援研修を設定した。リーダー会議や職員会議、若竹分校との合同職員会、棟こども会議等を重ね、安全で安心感の持てる生活を目指した。

- 3) 新規雇用した職員については、オリエンテーション期間を設け統括主任や生活リーダー、心理士等から援助の考え方について学ぶ機会を確保した。実際に直接処遇職員に付き生活場面を通して具体的な支援について習熟期間を確保した。

4 入所児童への心理治療と生活支援

- 1) 児童に対しての自立支援計画を基に、児童の行為行動障害や特性、これまでの生

活などを考慮した個別的な生活支援と治療を行うよう留意した。あわせて、無断外出や暴力、自傷行為等の可能性を検討しその対策・対応を行った。

- 2) 児童自ら不安や他児の行動等について相談ができる児童が育ってきているが、虐待を受けたことによる影響や愛着に起因する行動がみられる児童もいる。思春期に問題行動が著しくなり家庭での生活が困難となる前に、安全で安定した生活のもとで生活指導や心理治療を行った。
- 3) 入所児童のうち大多数が医療機関に受診している。これまで継続的に受診していた医療機関から、入所を契機に施設の協力医療機関（瀧井病院）に変更の承諾を得てから受診することとなり医療との連携を取りやすくした。

【実践事項】

1 施設運営

1) 総合環境療法による児童の治療

情緒的な問題や虐待によって深い心の傷を持つ児童などに対して、個々の児童の状態と治療目標に合わせて、「生活」、「教育」、「心理治療」、「医療」の四分野が連携を取って、施設内で行っている全ての活動が治療であるという「総合環境療法」の立場に立って児童支援にあたった。

2) 児童の人権の尊重

- ① 虐待等に関する研修会に参加し人権についての理解を深めた。
- ② 行動化の著しい児童で身体的な抑制を行わざるを得ない場合であっても、児童にとって安全な方法で行うよう職員の対応に十分注意した。
- ③ 食事や入浴、睡眠など児童が日常的に安心して生活ができるよう環境面の整備や生活時間への配慮、職員や他児との関係性等に配慮して児童対応を行った。
- ④ 個人情報の保護に関して、資料作成にあたり児童の氏名記載時の注意や書類の持ち出し、管理等について確認と周知を行った。

3) 児童の公教育の保障

- ① 日向市立東郷学園小学部若竹分校、中学部若竹分校に通学し特別支援教育を受けた。
- ② 施設と分校間での情報の共有と処遇、教育面での配慮等の情報交換を行った。
- ③ 一時下校や再登校について協議を行い整合性のある対応を行った。

4) 関係機関との連携

- ① 児童の入所にあたり、各児童相談所と情報交換を行った。また、児童相談所に確認の上、他施設や医療機関等との情報交換を行い、措置入所後の支援や心理治療についての一助とした。
- ② 8月の集団問題行動発生で、児童相談所や警察署との対応をめぐり双方の主張が合わず関係は悪化した。しかし、児童の処遇や支援は継続しているため相互の連絡や協議は継続した。連携とは言い難い状況が続いた。

5) 問題発生時の対応の徹底

- ① 問題行動発生後の児童対応（ふり返り等）については、その都度各担当等が行い、出来事や自らの行動の認知・認識を確認し自分の特性についての理解と適切

な対応について指導を行い再発の防止に努めた。児童の特性から直ぐに問題行動（行動化等）が改善することは困難であるが、日常での生活指導や心理治療、行動療法等を継続した。

- ② 今年度は集団問題行動案件に集約されるが、著しい問題行動時には施設職員の動員を呼びかけ、併せて警察署への通報や措置元の児童相談所への連絡と、必要時には一時保護の依頼を躊躇せず行った。言葉が強くなり関係が悪化したこともあった。

事故や無断外出等の問題行動のあった場合は、その状況と直接的な対応、今後の対応方針等について担当児童相談所と保護者へ連絡をおこなった。

- ③ 分校での授業中に不穏となったり途中下校したり教職員の指示にを受け入れることが困難な場面もあった。分校との協議で登校や途中下校、早退等のルールを申し合わせた。

2 職員

1) 職員の専門性の向上

- ① 参集型の研修が多くなってきたため職員複数名で参加している。8月の集団問題行動以降しばらくの間は児童対応や職員の減少で研修への参加が難しかった。11月ぐらいから徐々に外部研修への参加ができた。
- ② 加害児童に対するカンファレンスや若竹分校との協議等を重ねることで処遇力や専門性を培った。
- ③ 開設して10年経過するが、有効とされる支援に取り組むものの指導者不在の状況もあり継続困難であった。加えて職員の就業年数は短く経験の蓄積が浅い。1月からSVによるポジティブ行動支援について研修を開始している。途についたばかりではあるが継続的に取り組めるものと期待している。

2) 組織的な業務遂行

- ① 2月に県こども家庭課からの全職員を対象とした面接が実施された。担当した県職員からは職員間の雰囲気が悪いことを多く聞かれていた。職員間の相互理解やコミュニケーション、報告連絡相談協議検討等の有機的な組織内連携をはかる必要を強く感じた。一方で、これまでの入所児童の問題行動からのストレス（トラウマ）も関連しているのではないかと。こどもの問題行動と問題行動そのものからのストレス暴露が継続的にあり、疲弊感の蓄積からコミュニケーションが不活発な状態となっていることが想像された。継続的なポジティブ行動支援研修によりコミュニケーションが活発し職員間の相互理解につながったりストレス軽減となるのではないかと。組織の一員としての自覚を持って融和をはかり連携をより意識することを期待している。
- ② 令和5年度の事業計画書で職員の業務分掌を明確にした。
- ③ 報告や相談、連絡を軸として確実な情報の共有と連携を図るため、日常的なコミュニケーションを促しWowTalk(SNS様のツール)を活用した。

3) 就業規則の遵守

児童に対する福祉サービスが十分に行えるように、職員は就業規則に定められた規則を遵守するよう各部署に就業規則を配布した。

4) 児童相談所・学校等関係機関との連携

児童の治療にあたっては、児童相談所、家庭、教育機関、医療機関等から正確な情報を得る努力をし、関係機関と緊密な連携を取りながら治療や生活指導を進めることを意識して行った。

5) 子育て支援等

妊娠、産後、子育て中（未就学児童）の3名の女性職員に対して継続的な就業が実現できるように配慮した。全職員へ育児を行いながら勤務にあたる職員へのハラスメントが発生しないよう配慮と注意を促した。

6) 職員確保が困難で、対策の一つとして大学生のアルバイトを採用し児童の支援の一助とした。また、職員の専門性を高めるため資格取得を推奨しているが、社会福祉士試験に一名合格した。今後も継続的に資格取得に向け進学や研修への参加等の呼びかけを行う。

3 リスクマネジメント

1) 感染症対策

5類に移行した新型コロナウイルスやインフルエンザ等の感染について注意を怠らないよう感染対策委員会が中心となり活動した。施設内での感染拡大は発生しなかった。

2) 避難訓練と防災

定期的な避難訓練を実施した（夜間想定避難訓練を含む）。避難の動線の確認と行動について繰り返し行った。また、分校との合同で地震時の避難訓練や消火訓練を実施した。

3) 防犯対策、施錠の徹底について

児童福祉法第28条による入所措置の児童がおり、職員会議の中でその対応について周知した。また、施設で児童が安心して生活ができるように、外部からの侵入を防ぐための施錠と危険箇所の施錠を徹底した。更に、防犯カメラについては不審者や不審車両の確認操作や警察への通報について周知した。

4) 整備点検

日頃から設備・備品の点検を行い、刃物類や燃料、医薬品、洗剤等の危険物は施錠下に厳重に管理した。遊具・スポーツ用品の管理についても徹底した。

5) 児童の所在不明・パニック時等の対応

児童が無断外出により所在不明になった場合は、他の児童の生活指導に支障が起らないように配慮し、複数の職員で迅速に施設内外を捜索し、直ちに施設周辺を捜索するが所在不明を認識してから30分経過しても引続き所在が不明であれば、警察署へ捜索の協力要請を検討することとしている。

また、他の児童や職員に対して暴行を行ったり、落ち着かない状況が継続している時には、その児童を他児から離し興奮を鎮める対応を行なった。具体的には静養室の使用を行なうが、複数名の職員での対応を行った。

4 職員会議、ケース会議、運営会議等

定期的に職員会議や各部門の会議、分校との情報交換等を行った。

5 通所部門

令和5年8月に自宅へと復帰（入所措置解除）した児童について、継続的な支援が必要であるとの観点から通所措置となった。継続的に面接を行うことで、転学した中学校への登校や高校進学が実現した。児童相談所や周辺市町村の関係教育機関と連携を図り、利用が必要な児童の情報収集やアセスメントを行い積極的に措置を受けていきたい。

【各部門の実践事業】

1 生活部門

1) 生活指導・支援

- ① 令和5年8月に児童による集団問題行動が発生した。建物の設備や備品等が破壊されたことに加え、児童から職員に対する暴力、児童から児童への暴力もあったことで、児童が安心・安全に生活できる環境が整えられているとは言えない状況に陥ってしまった。
- ② 事態が一定の收拾を見せた後も、加害児童と被害児童が同建物内で生活を続けざるを得ない状況が続き、日常的に児童に対して大きな心理的ストレスを与えることになってしまった。児童の中で、加害児童と被害児童を生んでしまった今回の案件と、その後の対応、関係機関との連携については、しっかりと精査・検討を行い、再発防止に向けて策を講じていかなければならない。
- ③ 集団問題行動発生前後で、当該児童以外の児童に対して比較的速やかに措置解除や措置変更の動きが取れたことは心理的な影響が少なかったのではないかと感じている。

自宅復帰した児童のうち、通所として継続的にアフターフォローができたケースがあった。退所児童の生活を支えていく行くうえで通所が非常に有効な手段となった。中学校卒業後の生活や本人が選択した進学等から逸脱することなく支えることができ、保護者にとっても本人の支援を通して他のきょうだいの援助（子育て）について自信につながったものと思っている。

2) 集団問題行動について

- ① 今回の案件が起こった背景として、児童・職員間で信頼関係が確立できていなかったこと、児童の不満や困り感を適切に受け止め、かつ引き出していく関わりが出来ていなかったことなどが考えられる。当施設へ入所してくる児童のほとんどは、入所に至るまでに大人との関係において多くの傷つき体験をしており、大人に対する不信感を潜在的に抱えている。時間をかけながら、情緒的関わりの共有を繰り返していくことで、児童との関係を構築する必要がある中で、職員に時間的、心理的なゆとりが欠如していた。また、対応にあたっては、児童ひとりひとりの背景や、発達上の課題、特性などを適切に理解していることが求められるが、施設内カンファレンスなど児童への支援を振り返る機会が減り、支援の質を高めることが出来ていなかった。
- ② 児童の不満は、主にルールに対するものが多かったが、これはおそらくルールが適切なものではなかったことや曖昧であったことだけが要因ではない。児童がこの施設での生活に目的を見出すことができず、不満を言いやすいものとして、ルール

が標的になったのではないかと考えている。生活場面にこそ心理治療があるということを、職員が理解しておくことは当然として、児童それぞれも治療動機（退所後を見据えた生活場面での目標設定）を意識し、日々の生活を送ることが何より重要である。

- ③ 職員間の連携もしっかりとできていなかった。入所児童に対応が困難なケースが増えてきたこともあり、職員が支援や対応に悩むことが多くあった。即時的な対応が求められる場面では、職員によって対応に差ができてしまっていた。その結果、児童から職員への不信感が募るだけでなく、職員間にも歪みが生まれてしまっていた。援助者同士が密にコミュニケーションを取りながら、チームの現状を確認して支援にあたることの重要性を改めて実感した。
- 3) 職員の身体的、心理的なケアについて

今回の集団問題行動によって退職した職員が複数名おり、支援体制が逼迫している状況が継続してしまった。身体的な不調も発生し入所児童への継続的な支援体制を維持することが困難となり、2階生活棟の一時閉鎖の判断をせざるを得ない状況となった。関係機関との連携の深化や職員の過重な負担の解決、職員確保などの他領域に渡る対策が求められる。

2 心理部門

1) 個別の心理療法

毎月安定した心理療法を提供できるようにしてきていたが、8月の案件以降に面接を行うこと自体が難しくなる状況となった。しかし、現在は以前通りに面接の時間を確保出来るようになっている。

2) 集団療法

実施することが出来ていない。来年度はスケジュールを立て、社会スキルを培う機会を子どもと共に創っていきたい。

3) 多職種連携

心理面接自体安定することが難しく、カンファレンスや情報共有が円滑に進める事が出来なかった。情報共有の行い方に見直しが必要である。

4) その他

職員メンタルヘルスについて目標を掲げていたが、集団問題行動への対応の中で実施することが出来なかった。学校との情報共有に関しては、月1の合同研修会の中で話し合うことが出来た。

3 家庭支援部門

- 1) 令和5年5月から5類感染症に移行したことで家庭や児童相談所との面会交流が行いやすくなった。電話やオンライン面会なども積極的に取り入れて面会や相談など行いやすい環境を継続していく。
- 2) 退所児童についてその後のアフターフォローの一翼を担ううえで他施設職員との共同が不可欠であるが、研修や県児童福祉施設協議会（以下、「県児童協」と略す。）活動への参加等により、他施設との連携を意識した活動を考える機会となった。

- 3) 入所児童の保護者とは、児童の近況等の連絡を通して関係構築に進展があった。しかし、保護者によっては関係を作ることが困難なケースがあり児相等とも連携しながら関係構築を進めていきたい。

4 看護部門

1) 健康管理

- ① 児童については、職員間で情報交換を行い、体調不良時や突発的な怪我や病気などに対応でき、積極的に受診に繋げる事が出来た。しかし、受診するか否かで判断が遅れ、早期に対応する事が遅れた事例もあった為、疾患への知識を深めていきたい。
- ② 職員に関しては、定期的な健康診断を実施する事が出来た。職員の勤務状況を考え、早めのスケジュールを立案し、病院にも早めにスケジュールの伝達が出来た。感染症など突発的に健康診断を受けられなかった職員に対しては、積極的に希望日を聞きに行き、別日に変更する事が出来た。

2) 与薬と医療品の管理

- ① 医師の指示に従い、医療品の管理をする事が出来た。マスクや抗原検査キットの購入の際は、上司に金額や購入数量を相談でき、在庫不足にならないように努めた為、在庫の確認が行き届かない時もあった為、確認する時期を決める等の対策を取っていききたい。
- ② 全体的な与薬指導は積極的には行えなかったが、与薬ミスをした職員に対しては、インシデントレポートや事故報告書を書いて頂き、注意喚起の促しや意識付けが出来た。当職を含め、日にちを間違えたり、薬のセットミスがあったりした為、再発防止に努めていきたい。
- ③ 処方開始・変更があった時は、逐一、職員に周知する事が出来た。

3) 予防接種・検便

- ① 児童については、定期的な予防接種に加え、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種も保護者に同意を得てから、児童相談所と連携して実施する事が出来た。
- ② 職員に関しては、希望があった職員に対し、インフルエンザ予防接種を実施する事が出来た。検便も奇数月に予定通り実施する事ができ、食中毒や感染症を未然に防ぐ事が出来た。しかし、検便提出日の期限に間に合わない職員も居た為、こまめな声掛けに努めていきたい。

4) 感染予防対策

- ① インフルエンザや新型コロナウイルス感染症を罹患した児童はいなかった。左記を含めた感染症疑いがあった時は、早期に対応出来た。職員の中には、インフルエンザや新型コロナウイルス感染症の罹患はあり、日頃から手指消毒や換気などの感染予防の徹底、勤務調整に努めた。また、状況によって、やむを得ない場合は、児童に対して隔離対応する事で児童・児童間の罹患を防ぎ、職員間でも感染拡大を防ぐ事が出来た。しかし、当職が主となり、感染対策に努める事が出来ていない為、知識習得に努め、経験を積んでいきたい。

- ② 感染症状がある児童や職員に対して、早期に病院受診に繋げる事、受診を勧める事が出来た。

5 栄養・調理部門

児童の個々の成長や嗜好に合った食事を提供し、児童が健康に生活できるよう支援した。旬の食材や郷土料理、四季の行事食を提供し、豊かな食生活が送れるよう支援した。

1) 栄養管理

食事摂取基準 2020 年度版に準じた食品構成、献立の見直しを行い、残菜を減らした。

2) アレルギー対応

児童の食品アレルギーの有無を把握し、代替えや除去にて安全な食事を提供した。

3) 衛生管理

調理においては食中毒を出さないよう、衛生管理に十分注意して食事を提供した。

4) 災害時

災害時の備品や非常食の見直しを行った。

【令和5年度 職員研修（外部研修）】

月	日	内 容	参加職員
4月	12-13 27	令和5年度 児童福祉司任用前研修 (児童養護施設等基幹的職員研修) 全児心九州ブロック施設長会議(オンライン)	住吉 施設長
5月	18-19	R5年度全児心第1回施設長会・研修会	施設長
6月	7-8 15	全児心 九州ブロック職員交流研修会 算定基礎届説明会	佐藤、松岡 宇田津
7月	25-27 27-28	令和5年度児童福祉司任用前講習会 後期 R5年度 九児心理治療施設等職員研修会	住吉 松木(洋)、祖堅
8月		R5年度福祉のしごと就職フェア	甲斐(美)
9月	5 12-13 27	R5年度 給食研究会 2023年度全国児童心理治療施設職員研修会 措置費の請求方法変更に係る説明会(オンライン)	大森 住吉、瀧井(綾) 施設長、宇田津
10月	5-6	全児心 新任職員研修	佐藤、加行
11月	7 9-10 22 28-29	年末調整等事務講習会 全児心 職員研修生活部会 福岡 児童養護施設におけるアタッチメント形成 児童福祉施設職員研修会	宇田津 濱本(修) 松木(大) 松木(大)
12月	12 13-14	児童協第3回施設長会 児童協 合同研修会I	施設長 住吉、濱本(修)
1月	12 15 26	社会的養護自立支援の実態に関する調査事業連絡協議会 全児心 九州ブロック施設長会議(オンライン) 家庭支援専門相談員委員会 大成	甲斐(美) 施設長 松木(大)
2月	15-16 17 26-27 29-1	全児心 2023年度施設長会・施設長研修会 日本ポジティブ行動支援ネットワーク研修会(オンライン) 児童協 合同研修会II LEC 研修	施設長 住吉、安藤、里佳、太田 大成、太田、瀧下、甲斐
3月	6 9 25-26	児童協第2回役員会・総会 機能的アセスメントに基づく行動支援の実践例(オンライン) 福岡市児童心理治療施設研修会	施設長 安藤、太田、濱本(修)

【令和5年度 職員研修（内部研修）】

月	日	内 容	日	内 容
4月	4 6 12 12 14	リーダー会議 合同職員会 リーダー会議 セラピスト会議 男子棟会議	14 20 20 28 29	給食会議 女子棟会議 合同職員会 職員会議 男子棟こども会議
5月	11 12 16 17、19	セラピスト会議 CVPPP 研修 リーダー会議 女子棟会議	22 26 26 31	男子棟職員会議 救急法講習会(分校主催) 合同職員会 職員会議
6月	1 9 14 15 16-30	直接処遇協議 男子棟会議 直接処遇協議 女子棟会議 教育支援計画協議	16 16 22 26 30	合同職員会 中央児相 自立支援協議 合同職員会 給食会議 職員会議
7月	3 6 20	教育支援計画協議 セラピスト会議 合同職員会	24 31	給食会議 被措置児童等虐待防止研修

8月	2 4 10	現況調査 都城児相 中央児相 現況調査 都城児相現況調査	22 25 28	セラピスト会議 給食会議 カンファレンス
9月	4 14 20	セラピスト会議 合同職員会 男子棟職員会議	20 20	給食会議 女子棟会議
10月	19 20	男子棟会議 給食会議	27	男子棟ルール検討会議
11月	15 17 17	セラピスト会議 合同職員会 女子棟会議	21 22	男子棟職員会議 クリスマス行事話し合い
12月	8 19	餅つき行事話し合い 男子棟職員会議	21 26	合同職員会 ルール検討会議
1月	15	リーダー会議	30	職員会議
2月	6 13	ポジティブ行動支援 PBS 会議 PBS 導入勉強会	15 28	合同職員会 行動理論研修
3月	5、22 7 12 12	トラウマインフォームドケア 障害と特性の理解 男子棟職員会議 行動理論・特性理解について	14 18 21 30	リーダー会議 職員会議、女子棟会議 ルール検討会議 2階棟再開検討会議

【令和5年度 関係機関会議等】

月	日	内容	日	内容
4月	17-28	若竹分校個別教育支援計画会議		
5月	2 17	中央児相 児童面会后及び性加害 プログラム後の情報共有 若竹分校との登校打合せ	22 30	延岡児相 入所児童の情報共有 四者面談・協議
6月	15 19 23	中央児相 入所児童ケース会議 若竹分校 進路協議 中央児相 家族、児相面会后の 情報共有	26 27 28 28	ケース会議 延岡児相、教育委員 会、転籍校等 四者協議 延岡児相 入所児童の情報共有 若竹分校 情報共有
7月	3 4 10	若竹分校 登校打合せ 中央児相 入所児童家庭訪問後の 情報共有 中央、都城児相で入所児童面会及 び情報共有	11 14	中央児相 入所予定児童情報共有 中央児相 児童の家庭訪問後の情 報共有
8月	9 10	延岡児相 家庭訪問後の情報共有 延岡児相 児童・母子面会后の情 報共有	22	転籍予定中学校との協議
9月	6 7 21 22	中央児相での加害児童保護者説 明会の検討会議 若竹分校 登校打合せ 中央児相 母子面会后の情報共有 延岡児相 母子面会后の情報共有	26 29	措置変更予定児童 転籍校との情 報共有 都城児相 児童面会后の情報共有 及び四者協議
10月	5 7 11	都城児相 処遇協議 三者協議 (母親、若竹分校、施設) 中央児相 加害児童保護者への説 明協議	12 20 25 30	中央児相 母子面会后の情報共有 中央児相 母子面会后の情報共有 延岡児相 母子面会后の情報共有 都城児相 母子面会后の情報共有
11月	6 17 22	中央児相 家族面会后の情報共有 延岡児相 通所措置児童協議 延岡児相 母子面会后の情報共有	28 28	延岡児相 入所児童の情報共有 しろやま支援学校教育相談

12月	1	「2階生活棟閉鎖について」対応協議 県庁	12	中央児相 四者協議(清武小学校、若竹分校、中央児相、施設)
	7	延岡児相 家庭裁判所及び管内警察署等関係機関連絡協議会	13	措置変更児童 措置変更先施設との情報共有
	9	延岡児相 入所児童の四者協議	25	延岡児相 女児2名の保護者へ説明 一時保護について
	11	中央児相 母子面会後の情報共有 措置変更児童についての四者協議(都城児相、中央児相、若竹分校、施設)	28	中央児相 措置変更先施設への見学と児相での情報共有
1月	9	中央児相、措置変更先施設との情報共有	18	中央児相 退所児童の自宅訪問後の情報共有
	18	中央児相 保護者への服薬説明対応会議		
2月	1	延岡児相、措置変更先施設との情報共有	14	中央児相 母子面会後の情報共有 都城児相 四者協議 延岡児相 入所児童の情報共有 中央児相 退所児童の自宅訪問後の情報共有
	5	都城児相 一時保護児童の保護者へ状況説明後に児相と情報共有	19	
	9	県こども家庭課 全職員面接	22	
			29	
3月	5	都城児相 措置変更対象児童協議	12	県こども家庭課 2階生活棟一時閉鎖延長について 措置変更先施設とオンライン協議 都城児相 母子面会後の情報共有 延岡児相 保護者への一時保護延長の依頼と説明
	5	延岡児相 通所児童の情報共有		
	6	中央児相 母親との協議	12	
	6	都城児相 児童面会後の情報共有	26	
	11	延岡児相 退所予定児童の六者協議	28	

※ 各児相の担当ケースワーカーが行う「児童面会後の情報共有」は児童面会後に原則的に
行われるものであり、関係機関会議としては記入していないが逐次実施された。

【令和5年度 施設・分校行事】

月	日	内容	日	内容
4月	3	お花見行事 レイクランド	17	青朋高校 始業式
		若竹分校教職員 施設見学	19	避難訓練 地震想定
	6	退所児童来園	25	授業参観
	7	若竹分校 始業式	28	清風会事務連絡会
	11	若竹分校 中学部入学式		
5月	1	退所児童来園	26-28	公認心理師実習(第1回)
	3	GW行事 海へお出かけ	27	合同誕生会
	19	法人内部監査	29	避難訓練
	25	救急法講習会(分校主催)		
6月	1	女子棟ビーズ貯金お楽しみ会	13~	プール指導開始
	2-4	公認心理師実習(第2回)	14	若竹分校 非行防止教室
	5	清風会 理事会	21	清風会 評議員会
	8	若竹分校 修学旅行	24	合同誕生会
	9	本校小1年生 グランドで虫探し	25	工作イベント
7月	3	青朋高校発表会	21	終業式
	6	若竹分校 高校説明会	23	かき氷イベント
	7	若竹分校 漢字検定	29	合同誕生日会
	12	厨房害虫駆除	31	登校日、サマースクール
8月	11	東郷夏祭り	21	登校日、サマースクール
	17-18	牧水公園キャンプ 中止	23	牧水河川プールおでかけ 中止
9月	13	清風会事務連絡会議		
10月	7	若竹分校 スポーツフェスタ	29	10月お出掛け行事
	25	若竹分校 中学部よのなか教室	31	若竹分校学校訪問 日向市教委

11月	4	東郷キッカーズ保護者 草刈り	14	インフルエンザ予防接種・健康診断 児童
	7	分校主催避難訓練	16	中2・中3 職場体験学習
	10	授業参観	16	おやつ時～焼き芋
	10	第二回漢字検定	18	合同誕生会
	13	事務連絡会議	22	若竹分校 秋の遠足
	14	インフルエンザ予防接種 職員	26	11月イベント カラオケ
12月	9	若竹分校 学習発表会	22	クリスマス行事 フローランテ
	16	焼き芋行事	27	餅つき行事
	22	若竹分校 終業式		
1月	2	初詣	17	清風会事務連絡会
	17	法定消防設備点検	30	宮崎県指導監査
2月	24	合同誕生会		
3月	3	青朋高校 終業式	16	若竹分校中学部 卒業式
	4	理事会	25	若竹分校小学部 卒業式
	13	若竹分校 遠足	26	若竹分校 終業式
	14	ひな祭り&ひこばえの集い	27	評議員会

【令和5年度 施設見学・視察】

月日	団体名	参加数(名)	備考
5/8	施設見学	2	
5/10	施設見学	4	
5/24～5/25	LEC子どもセンター 施設見学	2	
5/26～5/28	九保大 心理実習	3	
6/2～6/4	九保大 心理実習	2	
6/21	宮崎大学研修生	3	
11/8	るびなす支援学校	3	
2/2	施設見学	3	
2/26	施設見学	1	
2/27	施設見学	1	
3/26	施設見学	1	作業療法士

【令和5年度 入退所状況】

入所（令和4年度末在籍児童 計18名）				退所			
入所年月日	性	学齢	入所前状況	退所年月日	性	学齢	退所先
令和5年4月	男	小2	自宅	令和5年8月	女	中3	自宅
令和5年6月	女	小6	児童心理治療施設	令和5年10月	男	中3	児童自立支援施設
令和5年6月	男	中2	自宅	令和5年10月	男	中1	自宅
令和5年7月	男	中1	自宅	令和5年10月	男	小3	自宅
令和5年9月	男	小5	自宅	令和5年12月	女	小6	自宅
/				令和6年1月	男	中2	児童自立支援施設
				令和6年3月	男	中3	自宅
				令和6年3月	男	中3	自宅
				令和6年3月	男	小6	児童養護施設
				令和6年3月	男	中3	児童養護施設
				令和6年3月	男	中3	児童養護施設
				令和6年3月	女	中2	児童養護施設
令和5年度入所児童 計5名				令和5年度退所児童 計12名			

【職員の状況】（令和6年3月31日現在）

職種	人数	職種	人数
施設長	1	看護師	1
副施設長	1	心理療法担当職員(非常勤1名含)	4
医師（契約医療機関派遣）	2	児童指導員	5
統括主任	1	保育士	2
個別対応職員（主任）	1	支援員	4
家庭支援専門相談員	1	栄養士	1
事務員	1	調理員	4
合 計		29名	